

# ライオン株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名；ライオン株式会社
- (2) 所属部会；関東化学第二部会
- (3) 資本金；344億3,372万円（平成18年12月31日現在）
- (4) 営業品目；  
歯磨き，歯ブラシ，石けん，洗剤，ヘアケア・スキンケア製品，クッキング用品，薬品，化学品等の製造・販売
- (5) 経営理念  
一，人の力，技術の力，マーケティングの力を結集して，日々の暮らしに役立つ優良製品を提供する。  
二，創業以来の伝統である「挑戦と創造の心」を大切にし，事業の永続的発展に努める。  
三，企業を支える全ての人々に深く感謝し，誠意と相互の信頼をもって共栄を図る。
- (6) CIマーク



このスローガンは，これまで当社が培ってきた「親しみやすい」「安定性がある」などの企業イメージに加え，これからの可能性を「夢」という言葉にたくし，毎日の生活の中で，暮らしをサポートする製品が次々と登場する予感を感じていただきたいという意味が込められている。

## 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組織上の位置および名称

知的財産部と称し，コーポレート部門として位置付けられている。CTO（最高技術責任者）である代表取締役専務がCPO（最高知財責任者）としての役割も担っている。

### (2) 構成及び人員

知的財産部は，部長以下，26名（内弁理士2名，その他派遣社員がいる）からなり，特許出願・権利化チーム，商標・意匠・契約関係を担当する表示・契約チーム，社内外の知的財産情報の収集・解析と経費管理を行う情報・管理チームで構成されている。

### (3) 沿革

昭和55年にライオン油脂株式会社とライオン歯磨株式会社との合併時に「特許部」とし，平成8年に「知的財産部」と改名，現在に至る。

## 3. わが社の知的財産活動

我々が属するトイレタリー業界は成熟市場にあり，外資も含めて競争も激化している。そのような中で，当社は，日本，及びアジアにおいて快適生活産業の旗頭になるべく全社で事業構造の改革に取り組んでいる。知的財産活動においても，知的財産委員会（委員長：CPO）を中心に，事業戦略，研究技術戦略と整合した知財戦略を構築しながらその具体化を推進している。

### (1) 知的財産活動の基本方針

- ① 事業領域での実施確保（出願重視）から，権利と牽制力（登録重視）の確保を目指す。
- ② 自社の経営資源を踏まえ，強化分野・強化

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

技術の選別を行い、要員と経費を重点投下する。

③ グローバル化（特に、当社はアジア地域）に対応した知的財産体制を整備する。

④ 自社保有の知的財産を有効に活用して投資回収の最適化を推進する。

## （2）特許出願・権利化業務

各研究所からの発明提案書に基づいて、発明者、知財部員、特許事務所の3者で有効性が高く戦略性のある出願に繋げている。特に、発明発掘と出願の推進役としてリエゾン専任チームを新設し、権利化や抵触性調査などのスタミナが掛かる従来の特許担当者とは一線を画した活動を展開している。さらに、年に2回、審査請求会を開催し、発明部所や発明者と共に情報・意識を共有化しながら審査請求の可否を決定している。また、この審査請求会では、先行技術調査や出願の内容などを厳格にチェックして、戻し拒絶や自社特許による拒絶を回避している。

なお、社内ホームページの知財部サイトでは、各種の知的財産情報を掲載するだけでなく、各研究所の出願状況を逐次開示して、期首の出願目標の達成を促進する効果も狙っている。

## （3）商標戦略

商標、意匠の管理全般、特に各製品のネーミング活動の支援も知財部の重要な業務である。日用雑貨品を扱う当社では、各ブランドの商標の果す役割は極めて大きく、現保有件数は約4,000件にもなり、他社とのライセンスイン・アウトも頻繁である。

最近では、アジア事業の拡張に伴い、各国での当社主要商標の戦略的な確保、模倣品対策が重要な課題となっている。

## （4）戦略的な知的財産管理に向けた環境整備

従来、当社における知的財産情報管理用データベースは、知的財産部内のみで使用可能であった。社内での知的財産情報の共有化の重要度が増していることから、知的財産情報の一元管理ができ、各人がその立場に応じて必要情報が

得られるシステムを稼働しようとしている。特に、知財費用とその有効性が一目で、しかもリアルタイムで分かるシステムの構築を目指している。新システム導入には多額な費用がかかるが、経営戦略等へ資するためとして承認を得た。

## （5）知的財産部の教育、研修

研究技術者・マーケットーに対し、各年次のレベルに応じて知的財産教育・研修を実施している。知財部員が実務的な教育を担当すると共に、外部セミナーの参加も推奨している。

新入社員については、入社時に必ず職務発明規程を含む当社の知的財産活動を説明している。特に、「企業の研究技術者にとって3Pが成果になる。売るモノを創る（Product）。次に、成果となる知的財産を創る（Patent）。さらに自分たちのステータスのための論文を書く（Paper）。この3つのPがそろって、初めて企業の研究活動は完結する」ことを強調している。

## （6）社内における知財意識の向上策

会社への具体的な貢献があった発明に対して「有功発明賞」を設け、金額の上限なく報奨することになっている。なお、当社における「有功発明賞」は、実績補償だけを目的にしたものではなく、発明者インセンティブへの対応も併せ持った規程としている。したがって「補償」ではなく、「報奨」という扱いである。また、この報奨については発明者が委員会へ異議・申立をすることができる制度を審査採用し、その透明性にも努めている。

## 4. 今後の計画

知的財産部の役割は年々増している。従来の出願・権利化業務、他社特許に対する抵触性調査に加えて、コスト意識、グローバル視点を持ちながら「経営戦略に資する知的財産戦略を策定し実行していく」ことが必要だと考えており、その具体化を進めていきたい。

（原稿受領日 2007年10月15日）